

# 交通安全

# おたっしゃだよ!



令和2年秋号

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発傾向にあります。一人ひとりが交通ルールを守りましょう。

## 横断歩道は歩行者が優先です

**歩行者の皆さん** 道路を横断する前は、**手をあげる**などの明確な意思表示をしましょう。

**歩行者妨害**…道路を横断しようとしている者がいる時は、横断歩道等手前で一時

停止し、かつその歩行者等の通行を妨げてはいけません。  
違反した場合、罰則があります。

- ◆3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ◆9千円（普通車）の罰金
- ◆違反点数2点減点



## 携帯電話 などによる **ながら運転** が危ない!

携帯電話を手にとって、通話のために使用したり画面を注視したりした場合

- 罰則 6月以下の懲役または10万円以下の罰則
- 違反点 3点
- 反則金 普通1万8000円 二輪1万5000円  
原付1万2000円

秋の交通安全県民運動

実施期間：9月21日（月）～9月30日（水）まで

高齢者の交通事故防止推進強化旬間

実施期間：11月1日（日）～11月10日（火）まで